

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 12

場所		避難生活や被災生活を送る / 応急・復旧段階 / G-3-1「避難所の設置・運営」 G-3-2「食料・水等の調達と配給」					
日時							
		主体					
		自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
		誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
時間軸	備えの段階	県民・事業者	避難所の設営・運営役割、計画(特技者(看護師、建設機械運転士等)の抽出・役割・分担の明確化)	自治会等 自主防災組織・住民 事業所 自主防災組織	○指示系統も含めた避難所の運営のしくみも訓練に含める ○福祉施設と自主防災組織との連携(利用者状況の把握) ○水・食料等もであるが避難生活においてトイレの問題を検討しておく ○避難訓練だけでなく地域や自主防災組織内での野外活動(キャンプ)の実施 ○学校等以外の避難所の確保が必要ですので、工場、高層住宅の開放に協力する ○食料・水等配給計画	市町村 ライフライン事業者 県 県、市町村	○疾病等のため通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設の確保 ○避難場所の運営方法についての規定の整備 ○避難生活に必要な資機材等の整備など必要な機能の確保 ○避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設の確保 ○避難所への飲料水、食料など必要物資の備蓄 ○緊急に必要となる物資の調達体制の整備(民間等との協定) ○遠隔市町村との相互援助協定 ○緊急的な給水体制の整備 ○食料や資機材など広域的な調達体制の整備 ○避難所における住民ニーズを把握し、災害ボランティア活動(災害ボランティアセンター)と連携する ○避難場所に指定されていない福祉施設等との協定(避難場所だけでは収容しきれない) ○避難場所に移動できにくい福祉施設との情報伝達手段や生活物資等の確保
	地震発生時					市町村	○建設機械等資機材確保計画(H-3-4)
	応急・復旧段階	県民 県民・事業者	●避難場所における生活の協力(B-2-1) ●避難場所での行動は、避難場所を運営する行政や自主防災組織に協力する(E-2-1) ○連絡通信の確保をすること ○避難所の設営・運営	隣人・町内会・自主防災組織等 自主防災組織・ボランティア	●炊き出し活動を行う(A-2-1) ●避難場所でのテント設営、炊き出し、食料、飲料水の手配等(E-2-1) ●避難場所での運営協力(E-2-1) ○初期における避難所の設置・運営に主体的に参加 ○特別な配慮が必要な福祉施設等においては避難場所との連携が必要 ○連絡通信の確保をすること ○食料・水等の公平な配給 ○避難所の設営・運営 ○福祉施設が地域住民を受け入れることができるかの把握とできる場合の調整	県 市町村	○市町村が行う避難所の確保、運営の支援 ○市町村からの要請に応じて、他の県及び国等に食料や飲料水の調達の応援を要請 ○避難場所に指定されている施設の被害状況の把握 ○避難者の健康管理、プライバシーの保護、災害時要援護者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮 ○食料や飲料水を調達し、不足する分は県等に応援を要請 ○避難者の協力を得て避難場所を運営
復興段階						市町村	○建設機械等資機材確保(H-3-4) ○防疫(G-3-3)